

(様式2)

[役員選任]

令和 8 年 3 月 2 3 日

組 合 員 殿

鹿児島いずみ農業協同組合
役員推薦会議
代表 田頭良成

役員改選に伴う推薦願の申出について

鹿児島いずみ農業協同組合では、定款ならびに附属書役員選任規程の定めにより任期満了に伴う役員改選を下記のとおり実施します。

つきましては、役員候補者として被推薦を申し出される組合員は、役員推薦会議事務局（受付は各事業所金融共済課）までお申し出下さい。

記

1. 役員改選の期日 令和8年5月27日（水）
（第34回通常総代会）

2. 役員の数別定数

区 域	理事	女性 理事	監事	区 域	理事	女性 理事	監事
出 水事業所区域	1	1	1	東 事業所区域	1	1	1
米ノ津事業所区域	1			長 島事業所区域	1		
高尾野事業所区域	1	1	1	学識経験	1	-	1
江 内事業所区域	1			員 外	-	-	1
野 田事業所区域	1						
阿久根事業所区域	1	1	1				
三 笠事業所区域	1			合 計	10	4	6

(注) 1. 学識経験役員および員外監事は理事会が推薦する。

2. 女性理事及び監事の推薦は次のとおりとする。

- (1) 出水・米ノ津事業所ブロックから女性理事1人、監事1人
- (2) 高尾野・江内・野田事業所ブロックから女性理事1人、監事1人
- (3) 阿久根・三笠事業所ブロックから女性理事1人、監事1人
- (4) 東・長島事業所ブロックから女性理事1人、監事1人

3. 被推薦の申出

被推薦の申出は、4月1日（水）から4月3日（金）までの間に「推薦願い」を提出して下さい。（受付時間は午前8時から午後5時まで）

※「推薦願い」の用紙は、各事業所金融共済課に用意してあります。

4. 役員候補者の資格

次に該当する人は役員候補者となることはできません。

- (1) 未成年者
- (2) 法人
- (3) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 破産手続開始の決定を受け復権していない者
- (5) 法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反し、又は民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 金融商品取引法第197条、第197条の2第1号から第10号の3まで若しくは第13号から第15号まで、第198条第8号、第199条、第200条第1号から第12号の2まで、第20号若しくは第21号、第203条第3項又は第205条第1号から第6号まで、第19号若しくは第20号の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (7) 前2号に掲げる者以外の者であって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

5. 役員候補者の選出基準

役員候補者推薦内規では定年制（選出基準）を定めており、役員候補者は令和8年4月1日現在で満72歳以下の方となります。

6. その他

不明な点については、役員推薦会議（事務局は事業所長）にお尋ね下さい。